

法曹の養成に関するフォーラム

第11回会議 議事録

第1 日 時 平成24年3月19日（月） 自 午後2時00分
至 午後4時02分

第2 場 所 法務省第1会議室（20階）

第3 議 題

1 ヒアリング

隣接法律専門職種関係者

○ 細田 長司氏（日本司法書士会連合会会長）

法科大学院修了者

○ 修了者2名

弁護士業務改革関係者

○ 出口 恭平氏（株式会社船井総合研究所
第一経営支援部 部長 シニアコンサルタント）

2 岡田委員発表

3 諸外国における法曹養成制度の概要について

4 弁護士の活動領域拡大に向けた取組と課題について

5 次回の予定

第4 出席委員等 佐々木座長，滝法務副大臣，文部科学省高等教育局常盤審議官（森文部科学副大臣代理），経済産業省経済産業政策局小宮審議官（北神経済産業大臣政務官代理），伊藤委員，岡田委員，翁委員，鎌田委員，久保委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，司法研修所笠井事務局長（最高裁判所事務総局小林審議官代理），日本弁護士連合会若旅オブザーバー

第5 議 事 （次のとおり）

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹の養成に関するフォーラムの第11回会議を始めさせていただきます。

進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、竹歳内閣官房副長官、黄川田総務副大臣、藤田財務副大臣、森文部科学副大臣、北神経済産業大臣政務官、井上委員、宮脇委員、山口委員、最高裁判所事務総局小林審議官、最高検察庁大仲オブザーバーが欠席されております。

森副大臣の代理として常盤審議官が、北神経済産業大臣政務官の代理として小宮審議官が、また最高裁判所事務総局小林審議官の代理として司法研修所笠井事務局長が出席されております。

なお、ヒアリングに御出席いただける方々にも既に着席いただいております。

それでは、資料の説明を事務局からお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は8点ございます。

1点目は、本日の議事次第。2点が隣接法律職種団体のレジュメとして、本日御出席していただいております日本司法書士会連合会作成のレジュメです。3点目が日本弁理士会、日本税理士会連合会、日本行政書士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本公認会計士協会、日本土地家屋調査士会連合会から提出いただいた意見書です。

次に4点目、5点目もレジュメでございまして、4点目は法科大学院修了者2名の方に作成いただいたものです。5点目が株式会社船井総合研究所の出口恭平氏作成のレジュメでございまして、6点目は岡田委員作成のレジュメでございまして、7点目は事務局作成の諸外国における法曹養成制度の概要の資料です。8点目は日本弁護士連合会作成の「弁護士の活動領域拡大に向けた取組と課題」の資料でございまして、

なお、従前どおり、机上には各種基礎資料及び前回の会議までに提出された資料、議事録をつづったファイルも置いておりますので、適宜御参照ください。

○佐々木座長 それでは、議事に入ります。本日は、まず隣接法律専門職種関係者として日本司法書士会連合会から、次に法科大学院修了者として2名の方から、そして、弁護士業務改革関係者の方からヒアリングを行います。その後、岡田委員から消費者紛争における弁護士の役割について御発表をいただき、更に事務局から諸外国における法曹養成制度の概要について、日本弁護士連合会から弁護士の活動領域拡大に向けた取組と課題について発表いただきます。

それでは、お待たせいたしました。本日はお忙しい中、協力をありがとうございます。ヒアリングの進め方ですが、最初に10分程度で御発言いただき、その後質疑応答と意見交換を行いたいと思います。なお、当フォーラムでは、レジュメを含む会議資料及び会議の議事録は、会議終了後速やかに法務省ホームページで公開する取扱いとなっておりますので、御承知おき願ひたいと思います。

それでは、日本司法書士会連合会の細田長司会長から御発言をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○細田氏 ただいま御紹介いただきました日本司法書士会連合会の会長の細田でございまして、

本日は法曹養成フォーラムにおいて、私どもの意見を述べさせていただく機会をいただきました。誠にありがとうございます。時間の関係がありますので早速私どもの意見を述べさせていただきます。

本日の目録の資料2が私どもの資料になります。資料2の中にまた資料1、あるいは資料2と分類されておりますので、以後、私が述べさせていただく資料1あるいは資料2というのは、私どもが作成した資料の番号で述べさせていただきますので、あらかじめお断りいたします。

まず初めに資料2のレジュメに基づいて、司法書士の活動状況について申し述べます。説明・意見要旨の司法書士の活動領域についてでございます。(1)の中の司法書士法に定める業務範囲のうち、①から⑤につきましては従前から私ども司法書士に認められた業務であります。⑥の筆界特定につきましては、平成16年に不動産登記法が改正されたことによって私ども司法書士に認められた業務範囲でありますし、更に⑧から⑩につきましては平成14年の司法書士法改正によって簡易裁判所における手続等の代理権を認められたものです。さらに、私どもは以上の業務についての相談業務を行っているというのが現状でございます。

以上のとおり、司法書士の活動領域は登記業務を中軸となし、簡裁訴訟代理等関係業務など、一般市民が日常生活を送る上で発生する多様で身近な法律問題への対処業務を中心として行っているところであります。

私ども日本司法書士会連合会は、登記を含めた身近な法律問題に対する相談窓口として、更にそれらの問題に関する紛争の予防と困りごとを解決できる国民に身近な暮らしの法律家として、司法書士制度を更に充実、発展させるべく努力しているところであります。

続きまして、現在の司法書士制度の概要を御説明したいと思います。資料2の中の2のグラフを御覧いただきたいと思っております。現在の司法書士人口の推移であります。平成23年4月1日現在、2万313名の会員がおります。最近は毎年500名程度の増加傾向にある次第です。その会員の分布状況については、資料3の1を御覧ください。司法書士の簡易裁判所におけるカバー率は98.9%であり、市区町村のカバー率は77.3%となっております。また、簡裁代理権を持つ司法書士のカバー率は若干少なくなりますが、97.3%と64.2%となっております。現在、引き続き司法書士過疎対策を講じており、簡易裁判所所在地では100%を目指しております。お手元の資料3の2の日本地図の赤い色を限りなく少なくしたいと思っております。

また、司法書士試験の出願者、合格者、合格率は資料4のとおりであります。ちなみに合格率は2.8%から2.9%です。

さらに、資料5に示すとおり認定司法書士として簡裁代理権を有する司法書士は、平成23年9月1日現在1万3,771名であり、67%となっております。毎年1,000名程度が簡裁代理権を取得している状況であります。

司法書士が取扱う事件数は、資料6のとおり推移しております。登記事件は、最近の経済的状况を反映し、不動産、商業とも減少傾向にあります。一方で、簡裁訴訟代理等関係業務は商業登記の事件数と肩を並べるまでの中核業務となりつつあります。資料7を御覧いただきますと、簡易裁判所の新受件数は、司法書士の多くの会員が簡裁代理権を取得した平成18年以降、飛躍的に増大しております。また、簡裁における双方・本人の訴訟率は、従来の90%程度から減少傾向を示し、平成22年には56%程度になっております。

事件数の増加は、過払訴訟等の影響があらうと思われませんが、簡裁における訴訟形態は大きく変化していると考えられます。

次に、成年後見事件に対する司法書士の関与について述べさせていただきます。私どもは、成年後見法が施行された段階から関与してまいりました。その結果、資料8で表すとおり、成年後見人への就任率は、平成22年で16%となり、第三者専門職後見人としては最も多くなっているところであります。

以上のとおり、私ども司法書士は、簡裁代理権を付与されて以後、市民に身近な領域で幅広く活用されているところであります。そこで、資料9の1以下を後ほどお目通しいただきたく思いますが、私どもは、後輩を自ら育てるコンセプトの下に、2か月に及ぶ新人研修を24年間にわたり継続しております。また、既会員に対しては、実務研修はもとより、倫理研修を連合会、8ブロック会、更には全国50の単位会が実施しております。また、司法書士会の支部や任意研究団体でも独自の研修を行っており、専門職の中で研修機会の提供数はトップクラスであると自負しているところであります。

また、簡裁代理権の認定のために100時間にわたる特別研修も毎年法務大臣から指定を受け、当連合会が実施しているところであります。

これらの研修事業に要する費用は、全て会員の会費並びに受講生の負担金により賄われております。研修事業の総予算は年間5億円ですし、特別研修の年間予算は2億円に上ります。研修予算全体は、日司連の総予算の約3割を占めます。多くの費用を必要としておりますけれども、市民の皆さんに信頼して活用いただけるよう継続して実施していくこととしております。

さて、次に司法書士から見た現在の法曹養成制度について意見を述べさせていただきます。司法制度改革審議会のいわゆる適性試験、法科大学院教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させ、質、量ともに豊かな法曹を養成するという理念には、司法制度改革論議の中で賛意を表明しておりますし、現在においてもその認識に変更はありません。ただ、質と量について、司法制度改革審議会の意見書においては、一定の意味内容が提示されておりましたけれども、弁護士が増加しても司法過疎解消の特効薬にはなり得ていないことや、新人弁護士の就職口がない、生計が成り立たない等の現象、更には質が低下したとの法曹内部での評価等により、その意味内容が不明確なものとなってきているのではないのでしょうか。特に、弁護士の質については、我が国に存在する他の法律専門家、ここではあえて法律家群と呼ばせていただきますけれども、その存在も考慮しつつ、弁護士は、医療事件、涉外事件あるいは大企業間の事件等、特に複雑、困難な事件に対応できる専門的で豊かな法律知識を有する法律家とすることも一つの考え方であらうと思えます。

その上で、市民に身近な法的問題については、司法書士の機能を十分に発揮させることにより解決できる状況を作り出すことができるならば、その役割分担は客観的に明確なものとなると考えます。その結果、量の問題もおのずから目標値が明確になると考える次第であります。

次に、法曹養成制度に関する制度の在り方に関連し、特に弁護士と司法書士の役割分担とその連携について、具体的な提案も含め若干の意見を申し述べます。前述しましたとおり、司法書士は、国民の日常生活において発生する多様な法的問題を処理するという特性を有し、かつ、弁護士よりも格段に全国に均在しています。この弁護士よりも格段に全国に均在して

いる司法書士の状況は、弁護士人口が飛躍的に増加した今日であっても、それほど大きな変化は見られません。

ところで、司法書士の民事訴訟代理権は、簡易裁判所における一定範囲の事件に限定されており、簡易裁判所の判決後、依頼者が控訴を望み、かつ、控訴審において代理訴訟を望む場合は、司法書士が近在の弁護士を依頼者に紹介し、それまでの事件の経緯等を当該弁護士に説明し、当該事件をバトンタッチすることが多く見受けられます。さらに、簡易裁判所以外の裁判所において、本人訴訟を望まない依頼者に対しても、地元弁護士を紹介することは日常茶飯事であります。

従来から、個々の司法書士において、近在する知り合いの弁護士に事件を紹介することが行われておりますけれども、弁護士の紹介を組織的に行うことも今後考えられるべきであります。特に、弁護士過疎地域や大都会においては、連携先を探すことが困難な場合もあり、国民の司法アクセスの適切な確保に上記連携の組織的対応は有効な手段であると考えられます。

2008年に法テラスが実施したニーズ調査によりますと、225万人から280万人の人々が初期的な援助を必要としている結果が出ており、今なお多くの方が法的援助を必要としていることがうかがわれます。そこで私ども司法書士が全国に均等に存在しているその特性を生かして、各地の現場において市民に身近な事件の相談窓口となり、当該事件を司法のルールに乗せるとともに、当該事件処理が市民にとって十分満足できるよう、弁護士と司法書士の連携は必要ですし、可能であると考えております。

なお、司法書士が当該事件を司法のルールに乗せるためには、その端緒となる相談活動の充実がまず必要となり、身近な事件に的確に対応できる相談業務の充実のため、司法書士制度の進展も是非とも検討していただきたくお願いするところであります。

法の光を社会の隅々まで当てるために、そして国民にとって身近な法律家としての役割を更に果たすために、司法書士の機能を充実させつつ、弁護士と司法書士の役割分担と、その連携を論点とした上で、弁護士の質と量を御検討いただきたくお願いする次第であります。

以上、私どもの意見とさせていただきます。と思います。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御発言に対する質疑等を含めて意見交換をしたいと思っております。委員から御発言があればいただきたいと思っております。

○久保委員 今、御説明の中に弁護士の紹介を組織的に行うということがございました。イメージとしてはどのような形をイメージされているのでしょうか。

○細田氏 まず、私どもが考えておりますのは、いわゆる弁護士会の中で司法書士が簡裁の事件を行って控訴されたときに、その控訴審を受任するという弁護士さんの名簿を作ってください。そうすれば私どもに知り合いの弁護士さんがいなくても、その名簿に従って弁護士さんを紹介してもらい、その弁護士さんに受けていただけるというシステムになるというように思っております。

○佐々木座長 ほかにございませんでしょうか。

○鎌田委員 司法書士の活動について非常に分かりやすく御説明いただきました。基本的には現行制度で何を活動しているかということで、もっとこういうふうに改善してほしいという部分に関しては少し謙抑的な御意見だったかなという気がします。今後の司法の充実、改善を考えたときに司法書士制度をこういうふうに改善したらいいのではないかという御提案が

あれば、それをお聞きしたい。

○細田氏 ありがとうございます。現在、私どもで次の司法書士法をどのようにするかという検討をさせていただいています。その中で一番大きな問題点として出てきますのは、今ここで述べていかどうか分かりませんが、私どもは先ほどから言っていますように、地裁以上の裁判関係についても書類を訴状等の作成をすることができます。しかしながら、裁判外紛争解決手続、要するにADRにつきましては裁判所への作成書類ではございませんので、ADRに対する申立書というのは司法書士の職務範囲に入りません。その結果、相談を受けて、ではこれはとりあえずADRにしようとする、それは別の職種の方をお願いすることになります。ADRが成立しないで、今度、裁判所への提出書類になりますと、司法書士が訴状を作れるという大変いびつな形になっています。

このように、法的な文書については、司法書士が多くいろいろな相談を受けておりますけれども、業務範囲に入っていないがために、その契約書の作成とか遺産分割協議書にしても、不動産登記に関わりのない預金とかそういうものしかないときには、司法書士が遺産分割協議書を作成できないということになっています。そこを改善していただきたいのが第1点です。

さらには、家事事件におきまして、多くの、特に過疎地域におきますと相続財産管理人あるいは不在者財産管理人等が必要な事例がたくさん出てきます。日弁連のひまわりと法テラスの4号事務所で各地に弁護士さんが存在するようになりましてけれども、この方たちは基本的に2、3年で替わられます。替わるということになりますと、相続財産管理人あるいは不在者財産管理人、更には成年後見人というのは長期にわたる業務になりますので、その方たちが受けられない。結局は、私ども司法書士が受けていくというのが現状ですので、是非とも家事事件等についても私ども司法書士が十分な相談ができる、あるいはそういう代理ができるというように認めていただければ幸いであると思っておりますし、更には簡裁における民事の調停においていまだに140万円という制限がありますので、決して争いがあるわけではございませんので、そういう話合いの場には司法書士の簡裁の代理権の範囲については140万という制限は必要ないのではないのかと思っております。

○佐々木座長 ほかにいかがでございましょうか。

○萩原委員 司法試験の出願者がこのところほぼ頭打ちになっているといいますか、若干減っているような感じがしているのですが、これはどのように考えておられるかということが1つ。

二つ目は、司法書士の受験者の資格と申しますか、受験資格者との関係で法科大学院の卒業生がこの試験を受けているのかいないのか。受けていると、それはどの程度の人たちが受けて合格率というのはどのぐらいなのか。この2点について。

○細田氏 最初の質問は司法試験の受験者が頭打ちと言われたのでしょうか。

○萩原委員 いや、司法書士試験です、ごめんなさい。

○細田氏 頭打ちということからいきますと、平成23年は2,000人程度減少しました。これはどういうことかといいますと、一番大きな影響は東日本大震災の影響であるということが東北地方からは言われております。多分、今年平成24年、2012年は同等の3万3,000人から3万4,000人程度が受けるのではないかという想定をしております。

受験者が3万3,000名程度で落ち着いてきたというのは、私どもが言うのもおかしい

ですが、高度になってきた、試験が難しくなってきたということから、大学の法学部を卒業された方が大体受けてくるということになって、そこである程度の数に落ち着いてきているのではないかと思います。

もう1点の、いわゆる法科大学院を卒業された方が司法書士の試験を何名程度受けておられるか、どの程度の合格率かという御質問ですが、残念ながら、これについて私どもは確たるデータは持っていません。ただ、昨年秋に、私どもは司法書士の実態調査というものを実施したのですが、その際に回答数は2万人の会員の中で2,950人しかありませんでした。その中で経歴を見ますと、6名の方が法科大学院を卒業しておられるというデータが入ってきました。法科大学院に入る前に受けておられる方もおられるでしょうし、法科大学院を修了して司法書士になっておられる方もおられると思いますが、正確な数字は私どもは把握できないという状況です。

○佐々木座長 ありがとうございます。もうお一方ぐらい御質問いかがでしょうか。

先ほどのお話にもございましたが、司法試験合格者については就職問題があるという御指摘がありました。司法書士の世界のほうはどういう仕組みになっているか、よく存じ上げませんけれども、そういう問題はどのようにクリアされているのでしょうか。

○細田氏 まず、私ども司法書士は実は昭和60年頃までは司法書士が司法書士を雇用するという制度をほとんど認めていなかったという状況であります。基本的に昭和53年までは合格したら2年以内に開業しないと資格を喪失するという制度でありました。私どもは合格すると即開業という、即独という大変無謀なことをやっていたと思いますが、そういった状況です。ただ、最近は司法書士の合格者もいわゆる就職口を探して回っております。都会、東京、大阪等になりますと、大きな事務所で雇用されている状況がありますが、先ほど言いましたように、私ども日司連としましては、なるべく地方に司法書士を配給するといえますか、分配していきたいという考え方です。そういうことからいきますと、地方の単位会ではなるべく若い方に来ていただくように、この地域であるならば何とか仕事ができるよという紹介をしながら、司法過疎解消に努めているところでもあります。ある司法書士会では、ここ数年の間に毎年一人ずつぐらいが都市部から来て開業しているという状況もありますので、今のところ、地方へ行けば大きな収入を得るといわけにはいきませんが、一般の生活はできるという体制になるだろうと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。まだ御質問はあろうかと思いますが、お時間になりましたので意見交換はここまでとさせていただきます。

細田会長、今日は御協力ありがとうございました。

○細田氏 ありがとうございます。また、よろしくお祈いします。

(細田氏退室)

(A氏、B氏入室)

○佐々木座長 次に法科大学院修了者でいらっしゃいますお二人からヒアリングを行います。

ここで座長から会議資料及び会議議事録の公開について委員各位にお諮りしたいと思います。本フォーラムの会議資料及び議事録は運営要領により、会議終了後速やかに法務省ホームページに公表することとされておりますが、座長が必要であると認めるときは会員に諮って資料を公表しないことができるものとされております。お二人に対するヒアリングにつきましては、ヒアリングの趣旨、端的に申し上げれば司法試験不合格であるけれども社会で活

躍されている方からのヒアリングという趣旨でございますので、個人のお名前や大学名など個人が特定できる情報につきましては公表資料及び議事録上、非公開の取扱いとさせていただきます。そのように取り扱いたいと思いますが、委員各位から御賛同いただけますでしょうか。

(一同了承)

それでは、そういう取扱いにさせていただきます。

(以下、最初の発言者をA氏、個人が特定できる情報部分を「〇〇」、次の発言者をB氏、個人が特定できる情報部分を「△△」とした。)

お二人、今日はお忙しい中をありがとうございます。御協力に感謝します。

ヒアリングの進め方ですが、最初にAさんに10分程度、続いてBさんに10分程度御発言をいただいた後、質疑応答と意見交換を行いたいと思います。それでは、Aさんから御発言をいただきたいと思います。

〇A氏 ただいま御紹介にあずかりましたAと申します。本日はよろしく願いいたします。

私は〇〇大学法科大学院を修了しましたが、司法試験には合格することができず、株式会社商事法務という法律専門書の出版社に勤務しております。現在は社団法人商事法務研究会に出向し、試験事業の事務局と法教育を担当しております。

まず、法科大学院に入学した経緯ですが、大学進学時から法律には興味があり、法学部も受験はしたのですが、最終的に入学したのは〇〇大学の経済学部でした。〇〇大学では、経済学部の中に法学の講座が置かれておまして、学部時代には刑法のゼミに入っておりました。卒業後、司法試験合格を目指し、弁護士事務所での勤務や派遣といった仕事をしながら、自主ゼミを組んだり予備校の答案練習会に通って数年間旧試験を受験いたしましたが、合格することができませんでした。そうしているうちに、数年後に法科大学院制度ができるということを知りまして、それまでの独学や予備校による勉強に限界を感じていたこと、論証ブロックを覚えて吐き出すという作業は得意ではありませんでしたが、文章を書いたり読んだりすることは好きだったので、法科大学院での勉強は自分に向いているかもしれないと感じたことによって、将来的に法科大学院に進むことも選択肢に残しつつ、旧試験の受験をいったん打ち切り、就職いたしました。その後、法科大学院が実際に設立されることになったとき、改めてもう一度挑戦したいと思ったので、受験することを決意し、初年度に〇〇大学法科大学院の既修者コースに入学いたしました。

次に、法科大学院に進んで良かったこと、悪かったことですが、以前から私は刑事系科目が好きだったので、〇〇大学法科大学院の尊敬する先生方や素晴らしい実務家教員の先生方の熱のこもった指導を直接受けられたことは、本当にうれしく得難い経験でした。また、私にとっては1コマ1コマの授業が学部時代のゼミで自分が発表する会と同じぐらい労力を要するような密度の濃いものでした。

その一方で司法試験に合格することができず、社会から5年近く離れたことは、結果論ではありますが、キャリア的には著しい時間のロスになってしまったと感じる部分もあります。

ただ、今となってみると、仮に自分が司法試験に合格できたとしても、法曹として自分が納得できる仕事ができ、また世の中に貢献できただろうかと考えると疑問が残ります。それに対して、今は、昔から本が好きだった自分が出版社に就職でき、その仕事に法科大学院での教育も生かしつつ、創造性を発揮できる仕事を担当することができていますので、本当に

幸運だったと思っています。

現在の勤務先に入社した経緯に移ります。司法試験の受験回数を使い果たした後、就職活動を始めましたが、年齢的なこともあり、就職口がなかなか見つからずに苦戦しました。まずは派遣からでも働き始めなければと思いついて、法律系事務を専門とする派遣会社に登録したところ、商事法務への派遣が決まり、1年後に正社員となりました。

現在の業務内容ですが、法学検定試験の事務局と法教育を担当しています。法学検定試験というのは、大学の法学部生が主たるターゲットである上級、中級、基礎コースの試験と、法科大学院入学の際の既修者認定に利用される法学既修者試験の2種類の試験を行っておりまして、これらの試験の問題作成のサポート、試験運営、関連書籍の編集などに携わっています。

法学検定試験は、法学に関する学力を客観的に評価する択一式の試験でございまして、問題作成は学者の作題委員が行い、私は事務局としてそのサポートを務めています。殊に、問題の内容確認は必須であり、法科大学院での教育が正に直接役立っていると思います。もっとも、事務局員中、法科大学院を修了しているのは私だけでありまして、この仕事が法科大学院を修了しなければならないというものではないと思います。ほかの事務局員は法学部出身で、一度は旧司法試験を目指したことがあるという経歴の者が多いです。ただ、法学既修者試験については既修者というものがどの程度のレベルであるかということとは体感していますので、法科大学院修了者として役に立っていることもあるかもしれないと思っています。

もう一つの担当業務として法教育があります。法教育に関する情報の収集、発信や啓蒙、普及活動を行うために法教育実践研究校を指定して助成したり、法教育フォーラムというホームページを開設し運営したりしています。

また一昨年正式に発足した法と教育学会の事務局として準備段階から関わり、年1回の学術大会の開催や学会誌の編集作業を行っています。これらについては直接、法科大学院に行った経験が役立つ業務というわけではありませんが、法科大学院で専門的な教育を受けたことによって、「法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」である法教育を専門家に近い立場と一般市民としての立場の両方から見るができるように思います。

最後に、司法試験に失敗した理由と5年3回の受験回数制限についての意見ですが、まず、司法試験に失敗したのは自分の実力が絶対的に不足していたこと、特に、司法試験でウェイトが大きいと言われる民事系の苦手意識を最後まで払拭できなかったことが主たる原因だと思います。

ただ、実は私は5年3回の受験回数制限については反対ではありません。受験期間は寝ても覚めても極度のストレス状態が続きます。自分自身に関して言えば3年が限界だと思いました。あの状態を5年も10年も続けていたら精神的にもたなかったと思います。

受験までに費やした様々なコストを考えると、諦めることでそれが全て無駄になってしまうような気がしてしまい、なかなか自分から撤退を決めることが難しいのではないかと思います。強制的に撤退せざるを得ないことで次のステージに進めるという面もあると思います。受験期間というのは進路を決める通過点であって、長くいるところではないというのが今の私の考えです。

しかし、その一方で制限があることで2回目、3回目の受験にかかる精神的な負担は非常

に重く、私自身が緊張しやすい性格であることも併せ、特に2回目は大変きつかったです。ただ、以上のことは純粋に私の個人的な意見でありまして、周りの仲間との共通認識では決していないことはお断りしておきます。

最後にもう一つ是非お話ししたいことを付け加えさせていただきますと、私は現在、社団法人商事法務研究会に出向中なのですが、私の同期入社と同僚には、ほかに株式会社商事法務の書籍出版部に勤務する法科大学院出身者が2名おります。彼らは法科大学院で学んだことを生かしつつ、それに加えて編集者としての経験も少しずつ積んで、更に個人的な資質もあるかもしれませんが、非常に根性があるって頑張りがあり、活躍し、会社ひいては社会に貢献しています。三振などと言って揶揄されることもありますが、知識だけではなく、法科大学院で必死に勉強したことで得たものは誰にも奪えませんが、当初の目標と違う形であっても、花が咲くことがあります。こういった人たちの活躍の場が広がることを願っています。また、そうなるためにも、司法試験には結果的に受からなかったとしても、法科大学院の教育を受けた人はやはりそれだけのことはあると認めてもらえるよう私たちが頑張っていかなければと思っています。以上です。ありがとうございました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。それでは次にBさんから御発言をお願いします。10分程度をお願いします。

○B氏 一般社団法人リーガルパークで理事をやらせていただいておりますBと申します。よろしく願いいたします。

早速ですが、レジュメに入らせていただきます。まず、法科大学院という進路を選択した理由です。簡単ですが、私の経歴を御説明させていただきたいと思っております。2004年3月に△△大学法学部法律学科を卒業いたしました。2005年4月に△△大学法科大学院を2期で未修で入学させていただいて卒業したのですが、2008年から2010年新司法試験を受けましたが、いずれも不合格となりました。その後、2010年10月から一般社団法人リーガルパークのほうで理事をやらせていただいております。そのまま現在に至っております。ただ、今後ですが、2012年4月、来月から△△大学法科大学院に再入学を予定しております。

法科大学院という進路を選択した理由ですが、やはり独学ではなく大人数で議論、勉強できるというメリット、また勉学に集中できる環境、学生という身分は、とても大きな魅力でした。

次に、現在の業務内容に法科大学院教育が役立っている点について御説明します。現在の業務内容ですが、私は一般社団法人リーガルパークというところで、事務局をやっております。リーガルパークというのは、法教育の普及、発展を目的として、弁護士を中心として設立した団体です。元検察官で、現弁護士の今井秀智氏が代表理事となって、協力弁護士が20名ほどおります。

リーガルパークの活動指針ですが、法と教育の架橋ということを挙げさせていただいております。私の個人的な業務ですが、広く多岐にわたっております。一言で言えば、法教育の普及、発展活動に関連する一切の事業をやらせていただいております。例えば、学校で法教育授業を行う場合の授業案の作成、授業の実施、また、販促経路の開拓や法教育検定もさせていただいております。私は、大学卒業した状態のままこのようなことができたかというところちょっと疑問でして、やはり法科大学院に入学して、専門教育を受けたことが即戦力に

なることができた原動力なのではないかと思っております。

具体的に、法科大学院の教育が私の中でこの点で役に立っているなど思った点について説明させていただきます。いくつか挙げさせていただきましたが、特に消防大学校における法教育授業、また法科大学院生による法教育授業の実施について御説明させていただきます。

消防大学校における法教育授業ですが、消防大学校というのは消防官の中でも隊長クラスの方たちが専門的なことを学ぶために、短期間集中的に学ぶ特殊な学校です。学生の年齢は大体40歳代という、大学というにはふさわしくないかもしれませんが、先日法教育授業の申込みが救助課からございました。救助課というのは、ホースの使い方であったりとか、実践的なことを学ぶのですが、その中で法的なことを教えてほしいと言われてました。初めての打ち合わせのときに言われたのは、訓練中の安全配慮義務について教えてほしいと。具体的には、裁判例について、理解できるように説明してもらいたいと言われたのですが、安全配慮義務を一つの裁判例だけで教えるというのに私は疑問を感じました。安全配慮義務というのは一言で言えるものではなくて、いろいろな事情によって総合的に、環境であったり、隊員の体調であったりいろいろな状況で変わってくるものだと思います。それを一つの裁判例だけをテーマにして教えるのではなくて、いくつか事例を挙げて、こういうときはこう、こういうときはこうという形の判断の仕方が変わってくるということを感じさせたらどうか。

また、宮崎地判で昭和57年の裁判例ですが、7mの高さにロープを張って訓練をしていたところ、そのまま落下して死亡してしまい遺族側から国賠請求されたという事案がありました。消防官の中ではとても有名な裁判例ですが、国家側の人間と、あと遺族側の人間で議論をさせて、その中で自分の立場、隊長という立場だけではなくいろいろな視点から見られるということをお教えしたらどうだろうとこちらから提案させていただきました。初めての打合せにおいて、法的な授業内容を挙げられるのは法科大学院において安全配慮義務について深い理解を得られたからこそ、提供できたのかなと思っております。

次に、法科大学院生による法教育授業の実施です。先日、法科大学院生が中学校に行って法教育授業を実施いたしました。今回、法科大学院生が選んだテーマが自力救済の禁止です。自力救済の禁止から、司法の役割、そして最終的には法は人を守っている、個人個人の自由を守っているという、イコール個人の尊厳ですね。個人の尊厳を教えるという内容で、子どもたちに本当に分かりやすく説明していました。その授業を実施するために8か月間の準備期間が必要だったのですが、その間、常に法科大学院生の議論、授業の構築がしっかりとできるように、法科大学院生をコントロールしつつ、法的なアドバイスをするという形でサポートさせていただきました。これも、法科大学院で勉強してきたからこそできたことなのかなと思っております。

また、これは法科大学院で学んだ知識、能力でできたという問題ではないのですが、法科大学院生に法教育授業を実施させることをリーガルパークでサポートしていこうということを提案させていただいたのはこの私です。やはり自分が法科大学院生であったからこそ、今日弁連の方も来ていらっしゃるけれども、日弁連の弁護士の先生方が法教育の授業をしていらっしゃる。それだけではなくて、法科大学院生にも法教育を担う力があるのではないか、潜在的能力があるのではないかと私はずっと思っておりましたので、法教育を法科大学院生にやらせる。また、私が法科大学院生であったからこそ、法科大学院が法教育授業をやるにはどうしたらいいのか。どういうふうにとったらやりやすいのかということについて

的に提案させていただいて、授業を実施させていただきました。

5年3回の受験回数制限について私の個人的意見ですが、御説明させていただきたいと思います。まず、受験期間の制限、5年以内というのですが、期間を設けるのはAさんと同じく私も必要なのかなと思っております。期間が3年か5年かということは制度論ですので、それについて私は何とも言えません。ただ、私が思うのは、5年が限界なのかなと多少感じています。私もすごいストレスの中で勉強して、精神的に病むところまではいかなかったかもしれないですが、やはりつらかったということがありますので、5年以上あの精神状態の中で生きていくというのは本当につらいことなのかなと。また、将来有望な若者が、強制的に一区切りされることにより違った場所が見られる。ずっと司法試験勉強をしていると視野が狭くなってきます。社会に出てあらゆる可能性を感じられる、そういったところが、期間を強制的に区切られることによってあったのかなと思います。

また、回数制限についてですが、こちらについては、私は過度なプレッシャーを与えるものなのではないかと感じております。というのも、旧試のときは、不合格者のほうが当たり前で、合格者は本当にまれな奇跡と言われていたと思います。それに比べて、新司法試験のほうは、択一合格者から論文合格になるのに4割の方が合格する。受かって当たり前という状況になっているかと思えます。その中で日夜勉強してきて、本番になると、回数ということがどうしても頭にちらついてしまいまして、試験のときに私が思ったのは、これは人間の極限状態での対応を見る試験なのかなと感じてしまいました。

最後に、再度法科大学院を受験した契機に入らせていただきます。私は、Aさんと異なって、もう一度△△大学法科大学院に再入学させていただきたくしますので、そのことについて意見を述べさせていただきます。まず、私がなぜ法曹になりたいかということです。私は、幼稚園のときに、2歳年下の弟を交通事故で亡くしました。そのときにお世話になった女性の弁護士の先生がいらっしゃって、刑事事件では過失が認められなくて無罪になってしまいました。民事で私たちは闘いたいと思ったのですが、なかなか受けてくださる弁護士の方がいらっしゃいませんでした。その中で、女性弁護士の方がお一人受けてくださって、私たち遺族の言葉を法廷で発言してくださいました。それは私たち家族にとってとても大きなことで、私たちはその弁護士の先生のおかげでその事故を乗り越えることができました。特に母は40歳過ぎてから再度大学院に入学して、今、大学の研究者のほうをやっております。その弁護士の先生に憧れて法曹を目指したのですが、なかなか受からずに3回駄目になってしまいました。試験が3回終わったときには、もうやってやるものかと、もうつらいからこんな世界に絶対に戻るものかとずっと思ってきたのですが、法教育の仕事させていただいて、また私は法律事務所の事務員もやらせていただいていますので、身近に弁護士の方がいらっしゃいます。そういった人たちを見ていて、やはり弁護士になりたいな、あの女性弁護士みたいになりたいなと思うことが環境的にあるということと、あと、法教育はとても可能性のあるものです。こういったものをどうしても広げていきたいと思っていますし、自分が活動していく中でやはり歯がゆい部分もあります。そういったものを資格を持ってもう一度法教育の活動ができる弁護士になりたいと思ひまして、再度法科大学院に入学することにいたしました。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。それでは、ただいまのお二人からの御発言に対する御質問等ございました。更に意見交換もしたいと思います。どうぞお願いします。

○**田中委員** どうもありがとうございました。それでは、お二人にお伺いします。今日お話を伺っていて、Bさんのほうはもう一度チャレンジするというお話ではありましたが、お二人の力強いお話し振りから、現在は天職とも言えるようなお仕事に就かれて充実した日々を送られているということ、このことが何よりもうれしく心強く思いました。ありがとうございました。法科大学院に身を置くものとして、大変心強い思いで今この場にいる次第でございます。

質問はやはり少し重くなってしまって恐縮でございますけれども、お話のあった3回制限につきましては、ロースクールを卒業してから3回目の受験ということになりますと、統計的には合格率がぐんと低くなるということは御存じだろうと思います。その原因でございますけれども、一般的にはいろいろと公表されてはおりますが、御自身の実際に3回受験された御経験からして、卒業後時間がたつにつれて、やはり合格しにくくなる理由といたしますか、思い当たる節といたしますか、そういうものについてそれなりに整理されたことがあろうかと思えます。法科大学院教育との関連において、その辺の事情をお聞かせいただきたいというのが第1番目の質問でございます。

第2番目の質問は、先ほど、大変プレッシャーの大きい人間の極限状態での対応を試すような試験だというお話をされ、正に思いの丈を述べられたように思いますが、3回受けないで途中でやめられて就職される方もおられるかと思えます。もし身近にそういう方がおられたとすれば、それはどのような事情からそういう方向に早めに進路を変えられたのか。その辺りについて、もしお分かりでしたら御説明いただくとありがたいと思えます。よろしくお願ひします。

○**佐々木座長** それではAさん、二つ御質問がありましたので二つ併せてお答えいただけますか。

○**A氏** まず1番目のどんどん合格率が落ちていくということですが、もちろん個人の力がどんどん落ちていくということではないと思えますから、その年に新たに受験する方の中に優秀な層が大勢いますから、その方たちに負けてしまうということが大きいのかなと思っていました。

2番目の全部消化せずに撤退ということですが、私の知る限りでは私の仲間の中に一人2回受けて落ちた時点でもう辞めて就職したという者がおります。そういったことについては、落ちた仲間の間でもあまりあけすけにしゃべれるような雰囲気でもなく、今となったらしゃべれるかもしれないのですが、その当時はお互い触れられない部分もあったので、想像ですが、彼の場合はロースクール在学中に結婚していたし、年齢的にも旧試験を受け続けて既修者で入ったような人だったので、一縷の望みにかけて社会に戻るのが遅くなるよりも、自分の力を考えたときにもう1回受験をするのを諦めたのかなと私は思っています。

○**佐々木座長** ありがとうございます。答えにくい問題です。では、Bさん、どうぞ。

○**B氏** 3年目の者が低い理由というのは、Aさんと同じようにやはり優秀な人たちから消えていくので、3回受けるというのはやはり、優秀な人は消えていってあまり優秀ではない者が残りますので、そういうことなのかなと思えます。

ただ、私がロースクールに入って試験をずっと受けて、またロースクールに入るという形で思うことは、振り返ると、受験生の間は、視野がどうしても狭くなってしまったのかなと感じます。今、新たに大学院のガイダンスをやらせていただきましたが、やはり内容が豊富

ですし、ロースクールのおときは様々な事例を考えさせていただく。しかも教員の方からサポートしていただくということで、法的な視野がどんどん広がるような環境におりました。しかし、受験ということになるとどうしてもこうなってしまうので、例えば、新司法試験の問題の趣旨であったりとか、出題の趣旨であったりとか、択一の問題に意識が集中してしまいます。もちろん受からないと仕方がないので、そういったものに行ってしまうのは致し方ないのかと思いますが、若干凝り固まっていたのかなど。若干ではないかもしれませんが、大分凝り固まっていたのかなどと思います。特に、3回目になるとどうしても受からないといけないという気持ちがやはり強くなり過ぎたのかなどと思います。

2年目で進路を変えた友人の話です。私の友人で県庁の職員の方がおります。その方は2回受けて、もう一度チャンスはあったという方です。法科大学院で行政法を勉強していたら行政法が大好きになってしまって、行政に就きたい。自分の職は弁護士ではなくて公務員の仕事がしたいと言って、就職活動をしていたら県庁に合格いたしまして、就職されたという方がいらっしゃいます。

あとは裁判所事務官になる方は結構いらっしゃいます。裁判所事務官は司法試験受験生にとってはとても受けやすい試験日程になっております。受けて合格発表までの間に採用が決まってしまう。もちろん、もう1回司法試験の受験の権利はあるのだけれども、来年受かるかどうか分からない。裁判所事務官に来年受かるかどうか分からないし、司法試験にも受かるかどうか分からないという、やはり安心できる裁判所事務官のほうに流れてしまうという人は多数おりました。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかに。

○翁委員 お話、どうもありがとうございます。お二人は今充実したお仕事をされておられますけれども、受からなかった方々で就職活動をされている方はどんなサポートで就職先を見つけておられるのか。もし何か御存じのことがあったら教えていただきたいなと思います。

○佐々木座長 ではBさんから何かお答えを。

○B氏 基本的にはサポートはないと思います。普通の大学の新卒よりは条件が悪いかもしれませんが、リクナビみたいな就職のあっせんの会社を利用されています。友人で旅行会社の法務部に勤めた方は、就職サイトに自分で登録をして就職していました。普通の新卒の方たちと同じような感じで就職を探しておりました。

○A氏 私も知る限りでは特にサポートといった制度はないのではないかと思います。ただ、制度上3回不合格者は必ず出てくるものなので、もしかすると、大学院のほうで何らかの制度があるのかもしれません。ただ、落ちた者の心境としては、本当に先生方に申し訳なくて、すぐに法科大学院に御挨拶に行くのもためらわれるという感じもあります。私の大学院ではないのですが、不合格した人によっては出身大学院に怒りを持っているという話を聞いたことがあってびっくりしたことがあります。私としては、本当にあんなに熱心に指導してくださったのに本当に申し訳ないという気持ちが大きくて、普通に個人的に探しました。

○佐々木座長 ありがとうございます。

○丸島委員 時間もありませんのでAさんだけにお伺いします。司法試験は、昔と違って、法曹を志す者が、法科大学院で法曹養成のための充実した教育を受け、そして学び、その到達点のある意味では確認する、そういう試験に性格は変わってきたのだろうと思います。しかし、現実には何回も試験を受け、そのプレッシャーは大変だという、お話をよく伺います。

そこで、法科大学院卒業後の勉強のことをお伺いしたいと思います。3年間に3回試験を受けておられるわけですが、その間の受験勉強は法科大学院で学んだことを更に深掘りして、それを学び返すというような作業をしておられたのか、それとも、受験勉強に特化した、場合によっては試験に有効なものを使用したりとか、そういうことも含めて、いわゆる試験勉強に特化した勉強をしておられたのか、法科大学院在学中とは何か違いがあるのではないかと思うものですから、そのあたりはいかがかお伺いします。

○A氏 どちらかと言えば試験勉強により近い形で勉強していたと思います。というのは法科大学院での授業のような勉強というのを自分一人で机に座ってできる方もいるのかもしれませんが、私には難しく、私は一人でやるときというのは何か形があるもの、試験なり過去問を解くことに沿ってやっていたと思います。ただ、その解くにあたっては、旧試験のときのように何かを丸暗記という感じではなくて、いろいろ調べものをして、調べものをしているうちに、これは分からないぞと思ったらもうちょっと深く掘ってみるとか、通り一遍ではない、しかし試験を最終の形に見据えた勉強というふうにはなっていたと思います。

○佐々木座長 もう一方ぐらい何か。

○伊藤委員 一つBさんにお尋ねするのですが、再入学ですね。これは未修で入るのですか、既修で入るのですか。

○B氏 既修です。

○伊藤委員 今度2年ですか。

○B氏 はい。

○伊藤委員 先ほどおっしゃったように試験の3年間大変ですね。もう1回というのはもっと大変だと思います。つまり言い方は悪いかもしれませんが、前に自分で足りなかったものというか、越えれば今度はうまくいくのだというものが何か出てきたということですか、それは。

○B氏 そうですね。まだ受かっていないので何とも言えないのですが、法教育をやらせていただいて、大きく見る力があまりなかったのかなど。立体的に見る力といいますか、論証パターンというものも私たちの時代はありましたので、そういったものを覚えてしまうというか、逆に小さなものばかりが気になってしまって、大きなところが見えていない。例えば刑罰の処罰権についても刑法が一体何のためにあるのか考えたこともなかったなということはずごく感じました。

○伊藤委員 もう一ついいですか。先ほど期間は必要だと。5年か3年かは問題だけれどもと。どちらがいいかは必ずしも、とおっしゃいましたね。回数はどうなのですか。私が関係している法科大学院の学生とか先生などに聞くと、5年あるのだから3回ではなくて、5年5回でいいではないか、こう言う人も結構多いです。3回ということになると受け控えというのに繋がるわけですね。その辺はどうなのでしょう。

○B氏 回数制限があることによって受け控えをしまっている受験生は思いのほか多いと思います。実力が十分あるにもかかわらず、まだちょっと怖いから、3回しかチャンスがないからというので受けていない友人は多数おりました。そういった方たちが1年間試験を受けられないわけです。就職も、もちろんできませんから、それでどんどん受けられなくなる人もおりました。

今は5年あるので、私としては5回受けても問題ないのかなというのがあります。という

のも、本当に受け控えをしたい人は受け控えをすることを選択するでしょうし、また途中でやめる方もいます。それは個人の選択の問題であって、何回も受けたいという人は、3回受けて落ちたら、実は適性試験を受けていたんだよねと言ってすぐにロースクールに通う人もいます。5年で5回あってもいいのかなという感じは私の個人的な見解としてはあります。

○佐々木座長 ありがとうございます。これで大体時間になりました。長い時間お話しただいてありがとうございます。予定した時間を超えて皆さんに御議論いただきました。御無理をお願いして、大変どうもありがとうございました。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。これから頑張ってください。

それでは、お二人のヒアリングはこれで終わりにします。どうもありがとうございました。

(A氏, B氏退室)

(出口氏入室)

○佐々木座長 次に「経営コンサルタントから見た弁護士ニーズについて」というテーマで、株式会社船井総合研究所第一経営支援部部長のシニアコンサルタントの出口恭平さんからお話をいただきたいと思います。

本日はお忙しいところをどうもありがとうございます。ヒアリングの進め方ですが、最初に10分程度御発言をいただき、その後、質疑応答と意見交換を行います。なお、当フォーラムでは、レジュメを含む会議資料及び会議の議事録は会議終了後速やかに法務省ホームページに公表する取扱いとなっておりますので、御承知おき願いたいと思います。それでは、早速ですが、出口恭平さんから御発言をいただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○出口氏 よろしくお願いたします。船井総合研究所でコンサルタントをしております出口と申します。よろしくお願いたします。

私の経歴につきましては、資料5の2枚目にあるとおりでございます。2005年から法律事務所のコンサルティングをさせていただいております。ですから、弁護士ということに関わって8年ぐらいというところでございます。

この間の状況でございますけれども、2005年当時、法律事務所のコンサルティングをスタートしたときは、これから弁護士が増員されるということで、増員されたらどうなるのかなという危機感といいますか、不安感みたいなものがあつたのですが、具体的に何か問題が起こっているわけではないという状況だったのかなと思っております。2010年、2011年、2012年あたりは具体的に新しく弁護士になられた方の就職問題という形で過渡期的な問題が若干起こっているのかなと感じております。

レジュメに沿ってお話をさせていただければと思います。まず、弁護士業務の改革の必要生についてということで、弁護士業務の改革につきましては、事務所の外に向けた、主に依頼者、潜在的な依頼者を含めて外部に向けた問題と、対内部的な法律事務所内部での業務改革という視点があるかと思っております。私が法律事務所のコンサルティングをさせていただいたり、調査をさせていただいている中では、特に対外的な部分での改革といいますか、業務の改善みたいなことは必要なのかなと感じております。

ちなみに、2005年以来、日弁連の業務改革のシンポジウムなどに参加させていただいておりますが、対外部に向けた業務改革の必要性についてはいろいろと議論が増えてきており、好ましいことではないかと感じております。実際のところ、私が2005年当時、法律事務所のコンサルティングをやろうということで取材ですとか調査をお願いした当時は、弁

護士業務の領域をいかに拡大していくかということでお話をさせていただきますと、弁護士がどんどん仕事を増やしていこうという議論は品がないのではないかと、そういう議論になってしまうことも多々あったのですが、最近はそのような認識は薄れてきているのではないかと考えております。

具体的に弁護士の活動領域を拡大できるのかどうかについてですが、私はまだ拡大の余地が多いのではないかと考えております。活動領域の拡大につきましては、レジュメのとおりですが、①法律事務所で働く弁護士の職務、業務自体を拡大していくという面と、弁護士が法律事務所を経営してとか、あるいは法律事務所に勤務して活動していくという以外に、公的機関や民間企業に入って活動していくという二面があるかと思うのですが、私自身は①の法律事務所で働く弁護士の業務領域の拡大ということにより深く関与しておりますので、そちらを中心にお話をさせていただければと思います。

私としましては、①の法律事務所で働く弁護士の業務拡大についても、まだ大いに拡大の余地があるのではないかと考えております。特に広報・広告などが解禁されたのが2000年ぐらいだったと記憶しておりますけれども、その後、一般の方に対する敷居はずいぶん下がったのかなとっておりますけれども、まだまだ一般の方には敷居が高いと理解されている面があって、弁護士を本当は必要としているのだけれども弁護士にアクセスできていないという方もいらっしゃるのではないかと考えております。今後、より積極的に広報・広告活動などを展開していくことで、弁護士の需要は大きく拡大するのではないかと考えております。

レジュメには、例として、過払い金返還請求事件の増加について書かせていただきましたが、2005年から2011年にかけて、相当数過払い金返還請求訴訟が増えたと認識しております。2006年は東京地裁での過払い金の訴訟件数が5,400件だったと思いますが、2010年は4万4,000件ということで8倍程度に増えている。その理由といたしましては、いろいろな判決が出たり、問題の解決のためのスキームが確立されたということとともに、広報活動とか広告活動によって債務整理を弁護士に依頼するメリットというのが世の中に広く浸透したためではないかなと考えております。

この点、他の分野におきましては、まだまだそういった弁護士に相談したり依頼するメリットというところが浸透していない面があったり、あるいは敷居が高いと感じられている面があると考えておりますので、今後、そういった活動を更に強化をしていくことでより弁護士の活動領域は増えると考えている次第でございます。

3のところ、法曹人口の在り方については、ある程度健全な競争原理が働くようにしたほうが、この司法改革が目指すところの質量ともに充実した法曹を養成して、そういった司法制度を作っていくことの趣旨に合うのではないかと考えております。以上でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。出口さんからの今日のお話及びレジュメを含めまして御質問、御意見があればいただきたいと思っております。

○翁委員 お話ありがとうございました。実際にコンサルティングを行っておられる法律事務所で広報・広告活動によって大幅に事件の導入件数が増加したというお話ですが、具体的にはどんなところを使って広報・広告をやることによって効果が出ていると分析しておられるのか教えていただきたいと思っております。

○出口氏 御質問の趣旨としましては、広報・広告の手段と理解してよろしいでしょうか。

○翁委員 はい。

○出口氏 個人向けの分野をやられている弁護士と特に法人をやられている場合では広報活動の内容もやや違ってくると思っておりまして、個人向けにされている事務所の場合には主にインターネット、ホームページですとか、あるいはタウンページといった媒体が中心でございます。法人向けの事件を中心にされている事務所につきましては、セミナーですとかそういう広報活動が主力でございます。いずれも非常に効果があると認識しております。

○佐々木座長 ほかの委員からいかがでしょうか。

○丸島委員 今お話があったとおり弁護士会でも出口さんにはいろいろなところでお話を伺っていると思います。特に若手弁護士は、いろいろな依頼者のニーズをつかみ、それに合わせて、どのような法的なサービスを提供するかというところでいろいろな工夫をしながらやられていますし、今言われたように、インターネット、ホームページは、今、多くの若い弁護士たちが利用しているところです。これを通じての法律相談も分野別には広がっているところだと思います。おそらく今後こういう分野を一生懸命にやる若手が更に増えていくということで、いろいろまた御協力をいただくということになると思います。

ただ、この議論の射程はどこまでかという問題があると思います。例えば過払いの話も出ましたが、過払い案件の場合は10年、20年にわたるヤミ金との闘いだとか、そうしたことを通じて新しい判決が出たり、結果として今過払い事件というのは過去の取引履歴が全部提出され、概ね結果は勝訴することが見えていて、また多くの場合では回収もできた。こういう、ある種、大量の定型的対応になじむ分野になっているものですから、それに広報、宣伝を加えて事態が動き出すということもある分野だと思います。しかし一方、弁護士の仕事というのは、前にもここで渉外事務所の方がおっしゃっていましたが、企業的な仕事でも個々の事件ごとの個性に応じた丁寧な聞き取りから始まって職人的な分野が多いということで、これはなかなか大量処理になじみにくい。

それからもう一つは、経済的に困難な方々、これはスタッフの人たちの話もありましたが、こうした分野もそのような類型的な大量処理に合わないところがあります。

さらに、事件の掘り起しということや弁護士サイドが言うと、社会の側から事件あさりをして弁護士の金もうけにするという見方をされることもあり、そういうところから、弁護士の意識の中には、分野によっては自制的な対応が必要だということにもなります。このような弁護士の職務としての特徴を我々もいつも意識しながらやっているわけです。そういう意味では、出口さんがやっておられるコンサルタントの仕事の中で、弁護士業務について、一般の企業とは違う位置付けなり、あるいは取組なり、枠組みというのがあるのではないかと思います。そのあたり弁護士という職業、個性に応じて、どのあたりで他業種と違った点を意識してやっておられるのか伺いたいと思います。

○出口氏 丸島先生から御指摘のとおり、一番意識していることは、法律事務所は収益を第一の目的にしない経営体であるということや前提にコンサルティングをしているということになるかと思います。もちろん、その上で経営を成り立たせていくということは当然大前提でございますので、そのように進めておりますけれども。

○佐々木座長 ほかにいかがでしょうか。

○若旅オブザーバー 日頃日弁連ではありがとうございます。端的に言って弁護士の職務をあえて分けると、採算のとれる事件と到底採算がとれずに、弁護士が自己犠牲あるいは国等の補助を得て行う非採算の事件になります。出口さんから見て、非採算の事件に対する処理と

どうかマーケティングについて、何かあれば御意見をいただきたいのですが。

○出口氏 具体的なコンサルティングの場面では、採算性が悪い事件の扱いをどうしているかということについては、採算性がいい事件をきちんと増やすことで採算性が合わない事件をやっても事務所経営が成り立つようにしていくということが一つございます。

もう一つは、実は採算性が悪いと思われている事件でも、やり方によって採算を合わせていくということが可能になる分野、事件の種類もございますので、そういうものについては処理の方法を工夫するという形で考えております。

○佐々木座長 ほかにございませんか。

出口さん、今日はどうもありがとうございました。これでヒアリングを終わりにいたします。

(出口氏退室)

○佐々木座長 次に消費者紛争における弁護士の役割についてということで、今度は岡田委員から10分程度御報告いただいて議論したいと思います。

○岡田委員 なかなか消費生活センターについてお話しする機会がないもので、大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。私のほうからは消費者紛争における弁護士の役割ということで、地方公共団体並びに消費者いずれもが弁護士ニーズはますます増加する一方であるということ、消費生活センターの現状をお話しすることによってお伝えしたいと思っております。

まず、消費生活センターですが、これは御承知のように昭和43年に制定されました消費者保護基本法の中で消費者保護政策が地方公共団体の責務とされましたことを受けまして、消費者行政の一環として地方公共団体に設置されました。

2009年に消費者庁が消費生活センターの設置状況を調査、発表しております。それによりますと、自治体数1,837のうち消費生活センター又は相談窓口が設置されている自治体は1,424ということで、残り413自治体においては窓口がないということが明らかになりました。

一方、今まで消費生活センターの定義がはっきりしておりませんで、窓口を4日開いているとか、その程度の漠然としたものであったのですが、消費者庁が消費者安全法に基づきまして基準を設けました。それはお手元の資料にも書いておきましたが、消費生活相談に関して専門的な知識や経験を持っている者を配置すること。独立行政の国民生活センターと消費者センターはオンラインでつながっておりますので、そのための電子情報処理組織その他の設備を備えていること。週4日以上相談窓口を開設していること。この三つの条件を満たしたものに限って消費生活センターと名乗ることができるとされております。

現在といいますか、この調査時点においては、この条件を満たす消費生活センターは501か所となっております。この501か所以外でも相談窓口を開いているところがありますが、消費生活センター及びこれらの相談窓口と国民生活センターはつながっており相談内容や件数の統計を取っております。国民生活センターは毎年消費生活年報として発表しております。それにつきましてもお手元に詳しく書いておりますが、時間を節約するということでポイントだけをお話ししたいと思います。

2010年度に消費生活センターで受けた相談の傾向ですが、まず相談件数、トータルで88万7,972件となっております、これは前年度比2.5%の減となっております。と

ところが、契約金額は6,985億円ということで、前年度比6.4%の増となっております。更に既払金に関しましては2,429億円と20.2%の増となっております。しかも既払金は過去最高の金額になりました。

相談件数が減ったにも関わらず、契約金額であったり、既払金が増えているということにつきましても、金融商品であったり投機商品等の単価が張る契約件数の増加が影響していると思っています。

ところで、この相談件数ですが、実際に被害に遭われた方、ないしはトラブルに遭っている方、そういう方のどのぐらいが消費生活センターにたどり着いているかということにつきましては、正確なデータはないのですが、過去のデータでは長らく5%と言われましたが最近では8%とか、10%未満とか言われていますので、仮に10%が消費生活センターにたどり着いているとしても、この10倍の相談件数であり金額であるということが言えますし、もし5%ということになると20倍になります。

相談件数の膨大な量もさることながら、契約金額につきましても、例えば5%ということになると14兆円近くになります。消費者トラブルを起こす事業者がちゃんと税金を納めているとは思えませんので、13兆円以上のお金が無駄になっているのではないかということをお考えすると、消費者紛争というのは社会的にも大変な問題ではないかと思っています。

相談内容別に見ますと、やはり取引に関するものが85%ということで圧倒的に多くなっております。その実態としましては、若者の契約件数は減少している一方で60歳代、70歳以上の高齢者の案件は増える一方となっております。相談件数が減っておりますので、どうしてもその契約の対象となる商品であったり役務であったり、その辺も軒並み減少しているのですが、2010年に増加している商品等を五つほどお手元に挙げております。この五つの中で、公社債、ファンド型投資信託商品、株の三つ等金融商品に関する増加率が大変大きいことに気がついていただけたと思います。

これら五つの中にあっても、アダルト情報サービス以外は訪問販売ないしは電話勧誘販売が主流となっておりますので、自宅にいる時間が多い高齢者が被害者になる構図になります。

このような金融商品や投資取引につきましても何年も前から増加する一方ですが、この傾向はまだまだ続くと思いますし、その売り方につきましても、振込詐欺で有名になりました劇場型という詐欺的な勧誘方法が横行する一方です。

この他にも、インターネットに関する相談であったり、それから何ともよく分からないような相談であったりということで、消費生活センターにおきまして実際に受けた相談全体の9割ぐらいは情報提供であったり、専門の窓口へ誘導するので終わっております。残り10%があっせんに入るわけですが、その中であってあっせん解決できるのは5%前後だと言われております。つまり相談員の仕事としましては相談者の話をじっくり聞いてあげて、迅速かつ適切な解決が期待できるところに誘導することとなります。

ところで、消費生活センターですが、この格差と弱体化も進む一方です。先ほど三つの条件を満たす消費生活センターは全国で501か所であると言いましたが、この条件は満たさないものの、窓口を開いているところが1,010自治体あります。この自治体の中にあっても、消費者相談に特化した窓口もあるし、相談員を配置しているところもあるのですが、特化している窓口においてすら、その109自治体については相談員を配置しておりません。109プラスほかの相談も受けているような窓口においては、行政職の職員が兼務で対応し

ているというのが実態です。

そのような窓口の担当者にとっては、いかに担当部署や専門の部署と連携するかということが大きな課題になっていると思います。実際に501の消費生活センターにおいても、事務の実施形態は後退と申しますか、大変変わっております。都道府県ないしは市区町村につきましては、それでもまだ8割以上が直営ですが、政令都市においては53%が直営で、42%は法人委託になっています。都道府県並びに市区町村におきましても、この民間委託はどんどん増えております。そればかりか相談員の雇い止めも進んでおります。

消費生活センターと言われるところですらこういう状況ですから、その基準を満たさないところにおいては更に進んでいるのではないかと思うのですが、最も深刻なのは、先ほど申し上げました413市町村がセンターの窓口を置いていないということで、この人口がトータルで652万人と言われております。この人たちが実際に被害やトラブルに遭ったとしても、相談するよりどころがないということで、相談員の立場の私としては大変由々しい問題であると考えております。

最後に、消費生活センターの窓口と弁護士の連携につきましても、最も進んでいると申しますか、地方からすればうらやましいと言われる東京都の場合についてお話ししたいと思います。東京都の消費生活総合センターにおきましては、以前から相談員のためのアドバイザーということで12名の弁護士を契約しております。この方々の仕事は、相談員研修の講師であったり、個別案件の相談にのったり、中には消費者の紛争で訴訟になった場合の代理人等も担っていただいております。また、区におきましても消費者庁の創設によって支給されました交付金を使いまして、相談員のためのアドバイザーとして弁護士を採用しているところも増えております。ただ、この交付金につきましても来年度で終わることなので、その後どうなるのかはちょっと分かりません。

また弁護士会も東京におきましては三つあります。それぞれの弁護士会が消費者問題委員会を設置しておりまして、消費者相談であったり相談員の勉強会等で支援していただいております。加えて、重大事故や多数被害者の案件につきましても個別ないしは合同で110番や被害者弁護団を立ち上げる等の支援もしてもらっています。

最近、消費生活センターと連携が進んでいるのは公設法律事務所です。こちらでも東京は五つありまして、個別の法律事務所に誘導できない消費者センターないしは窓口としては大変ありがたい存在となっております。連携するためには住民を安心して誘導できる信頼関係が最も重要となるわけですが、多摩地区で周辺の五つの市と顧問契約を結び、それ以外の自治体とも連携している公設法律事務所があります。こちらについては、事務局長以下、弁護士さんたちがセンター訪問や相談員との意見交換を重ねたことが功を奏したと思われまます。ただ、この方法が成功するかということそうではない例もあります。都内の別の公設法律事務所の場合は、センター等訪問はいたしません、センターから誘導された案件について所長自ら若手の弁護士を指導しながら大変誠実な対応をしていることが口コミでセンター間に広がった結果各地のセンターから誘導される件数が増えていると聞いております。

公設法律事務所の目的が若手の弁護士の研修の場であるということを考えますと、通常に対応というのでしょうか、消費者問題にあまり詳しくないような若手の弁護士だけで相談に応じるとか、30分5、250円の相談で通り一遍の対応しかしないとか、そういうことになりますと相談者は不満を持ちまして、消費生活センターに苦情を言うてくるということに

もなりかねません。そうなりますと、消費生活センターとしては信頼できなくなるということになり誘導に躊躇することになります。やはり、個人弁護士についても法律事務所についても、利用者の立場に立ったサービス業としての競争が求められているのではないかと思います。

消費生活センターの連携の中で問題となるのが費用です。先ほど来申し上げましたように、法人委託とか相談員の雇い止めというものは経費削減が目的であることを考えますと、今後、行政が弁護士ないしは弁護士会との連携に費用をかけるということはあまり期待できないのではないかと思います。消費者紛争というのは都会も地方も変わらないばかりか、逆に手簿の地方に事業者は押しかけるのが現状です。その辺を考えますと、被害の救済の手立てを持たない被害者ないしは消費者は、弁護士の呼び掛けを待っているのではないかと考えます。自治体も弁護士会も、今こそ連携に関して前向きに取り組むべきではないかと思います。

その一つで、私が普段思っているのは、消費者問題委員会において若手の弁護士さんの研修を更に充実させる。そのことによって消費者紛争に対応できる弁護士が増えるのではないか。さらに、公設法律事務所と弁護士会の連携が実現することによって、消費生活センター等とパイプがつながっている公設法律事務所を窓口として弁護士の活躍の場が拡大するのではないか。そのように考えております。以上です。

- 佐々木座長 どうもありがとうございました。消費者問題をめぐる全般的な状況につきましてもお話をいただきました。御質問、御意見はございませんでしょうか。
- 久保委員 御説明ありがとうございました。今の御説明ですと、平成10年の相談件数が88万件余りで、ピーク時に比べると半分以下ですよね。一方で、私などの認識ですと被害そのものは複雑あるいは増加傾向にあるのではないかと推察していますが、この落差はやや意外な感じがするのですが、その辺はどう分析されているのでしょうか。
- 岡田委員 おっしゃっているのは2004年の192万件のことだと思います。これが相談件数のピークになっております。その後、減少傾向は止まっておりません。この192万件ですが、当時、携帯であったり、思い当たらない通知であったりという形で飛び込んできました不当請求ないしは架空請求の案件の増加によるものです。このときは、消費生活センターだけではなくて、弁護士会、裁判所、警察にこの手の相談が押しかけたということです。行政並びに警察の対応が早かったことを受けまして、この不当請求、架空請求の相談が翌年から急激に減りましたので、やっと本来の消費者相談の状況になったと思っております。
- 久保委員 最近は大体88万ですか。
- 岡田委員 はい。やはり減っています。
- 久保委員 なぜでしょうか。
- 岡田委員 それに関しまして公式なものはありませんが、高齢者が被害者になっているということも要因の一つではないかと思います。高齢者自身の相談というよりは、むしろその周辺の方から寄せられる相談が多いということで、周りの方の気配り、目配り、その辺がどの程度進んでいるのかということではないかと感じておりますが、先ほど言いましたように、消費生活センター等自体が10%ぐらいしか斡旋に入っていないということも関係しているのかもしれない。
- 丸島委員 ちょうど私は2002年から2007年まで池袋の今御紹介いただいた東京弁護士会の公設事務所の所長をやっておりましたので、そのとき岡田さんとはいろいろ御相談す

る関係になったものですから、少し補足的に申し上げたいと思います。今、久保委員の御質問にあったとおり、架空請求が山のようにあった時代です。アダルトビデオを見たということで金を払えという請求が来てどうしようかという類の話から始まる数多くの案件がありました。そういう時期からすると、そういう種類のものはなくなっていますが、今ここに出ているとおりに、消費者被害をもたらす人たちは姿を変えていろいろなところに現れますから、件数だけでは計れない事態の中身の深刻さを含めて、この消費者問題は引き続き多いと思っています。

それで、今お話に出た中でいくつか気がついたことを申しますと、統計資料にあるとおり、平均金額で言うと1件当たりの単価は50万円以下ぐらいの案件が多いです。最終的に裁判手続的なことをやろうとすると労力とコストという問題があります。今、少額被害者、消費者被害を集団的に解決する裁判手続、これは外国ではクラスアクションとかいろいろな言い方がありますが、そういう手続が今検討されています。正にそういう民事裁判手続のいろいろな手当てによって、このような被害を救済する対応をしていかなければならないだろう。それが一つでございます。

もう一つは、連携の問題の重要性であります。今岡田委員御指摘のとおり、消費者庁はできたのですが、その一方で全国的に国民生活センターや消費生活相談センターは切り込まれていっているというのが実情ではないかと思っています。それが岡田さんの先ほどの御苦勞の話であります。放っておくと地域から引いていきかねない、こういう状況があります。ですから、これは政治や行政の側において、現場での消費相談体制というものを人的・財政的に充実させることが極めて重要だということでもあります。

場合によっては、その中に弁護士が入って、組織内弁護士として、そのコーディネートのことをやり、外の弁護士とつなぐ、そういうこともあっていいかなと思っています。

もう一つは、この消費生活センターと弁護士との連携の問題、これが仕組みの問題として重要だと思います。実は今お話にありましたが、公設法律事務所は、若手弁護士の研修という、正確にいいますと、ここで活動する若い弁護士たちはみんな過疎地の法テラスやひまわりで一人でも頑張ろうと思う人たちが公設事務所などに来て、2年なり3年なり仕事をして、みんな一人前になって各地に飛んで行って、まさに消費者問題の第一線でやる弁護士たちです。非常に志も高いしよくやってくれる人です。全国的に見ても消費者問題委員会というのは日弁連の中でも一番強力な委員会だと言われているぐらいで、非常に多数の熱心の若手弁護士がいます。地方の弁護士会では、刑事弁護と消費者問題の研修を必ず若手弁護士に1年間なり2年間やらせるという仕組みをとっているところが結構ございます。この人材と、先ほど出た行政サイドとの消費生活相談センターの連携ですね。それをどう作るのかはおそらく各地で求められているところだろうと思います。個々のいろいろな努力はされていますが、全体として、相談センターの充実の中で弁護士との連携の制度的な位置付けをしっかりとしていただくことが大事ではないかと思っています。

最後に費用の問題です。これはいつもネックです。どういう手当てをするかいろいろなアイデアがありますが、少なくとも一つは、高齢者や障害者も含めて法律扶助の枠組みというものをこういうものに適用していく。そういうことがないと制度が回らないと思っています。総括的な意見でございますが述べさせていただきました。

○佐々木座長 ほかにございませんか。岡田さん、今の丸島さんの御意見については何か感想

はございますか。

○岡田委員 丸島さんとはパブリックのほうでいろいろお世話になっておりますので、考え方はある部分一致していると思うのですが、先ほど言いました費用というのは、あくまでも行政と弁護士会との連携の部分でやはり費用に関するものです。センターに弁護士さんが入るにしても、若手の弁護士さんが私たち相談員のために何らかの支援をするにしても、やはり費用が発生します。その部分をどちらが負担するか。その辺だと思っています。

○佐々木座長 分かりました。余計な話ですが、私は消費者庁をつくった審議会の座長だったものですから、いささか心が痛む面もございますが。もう一つは地方自治の問題です。

○丸島委員 そうです。

○佐々木座長 これが極めていろいろな事態を招いていて、この最後に書いてあるようなことはよく言われることなので、そこはもう少し体制整備した上で、それで何段階かステップを踏んでいかないと体制づくりは難しいのかなという印象を持ちました。ありがとうございます。

それでは、時間も大分迫ってきましたので、諸外国における法曹養成制度の概要について事務局からお願いします。

○小川司法法制部長 諸外国における法曹養成制度の概要について御説明いたします。資料7を御覧ください。これは、ドイツ、アメリカ、イギリス、フランス、それから韓国の5か国につきまして、法曹養成制度の概要について図の形でまとめたものでございます。1枚目がドイツになります。ドイツでは、州単位での統一養成がとられておりますが、法曹資格は全州共通のものとされております。まず、4年制の大学の法学部において法律理論教育と実務教育が行われた上、その修了試験、卒業試験といたしまして、第一次国家試験が州ごとに行われます。これは日本でいう司法試験に相当するもので、2回の受験回数制限が設けられております。

試験の合格者は、2年間、裁判所、検察庁、弁護士事務所、行政機関などにおいて実務修習を経た上で、第二次国家試験が州ごとに行われております。これが日本でいう司法修習生考試、いわゆる2回試験に当たるものでございまして、この試験に合格すると、全州共通の法曹資格を取得するということになります。

2枚目を御覧ください。次はアメリカでございまして。アメリカでは、州単位での養成制度が採用され、法曹資格も当該州ごとの資格とされております。まず、4年制の大学を経た者がロースクールに進学することになりますが、大学の学部レベルでは法学教育は行われないという点に特徴がございまして。ロースクールでは、3年間、法律理論教育、実務教育、法曹倫理教育などが行われ、ロースクールの出身者には司法試験の受験資格が与えられ、司法試験が州ごとに行われます。州によっては、司法試験に受験回数制限が設けられるところがございます。

それから3枚目、これはイギリス、正確にはイングランド、ウェールズということでございます。イギリスには、御承知のとおり、バリスタと呼ばれる法廷弁護士とソリシタと呼ばれる事務弁護士とがございまして、養成制度も両方で区別されております。バリスタの養成課程は、3年制の大学で法学士を取得した者が、ロースクール又は大学で開講されておりますバリスタの職業訓練コースに入学いたします。このコースは実務教育を行うもので、法律理論教育は大学の課程で終えていることを前提としております。その後、バリスタの事務所

で1年間の研修を終えれば、バリスタの資格を取得するということになります。

下のほうのソリスタの養成課程もバリスタと同様でございます。大学で法学士を取得した者が、ロースクール又は大学が開講されております法律実務コースに入学し、実務教育を行うということになっておりまして、その後、ソリスタの事務所で2年間研修いたしまして、資格を取得するというようになります。

4枚目が、フランスについてまとめたものでございます。フランスは、司法官、これは裁判官と検察官両方含みますが、司法官と弁護士とで養成制度が区別されているのが特徴でございます。司法官につきましては、4年制の大学法学部などを卒業後、国立の司法学院入学試験に合格した者が、国立司法学院で2年7か月の研修を受けた後に司法官に任官するというようになっております。

弁護士につきましては、弁護士研修所の入所試験に合格した者が、弁護士研修所における実務研修を受けた後、弁護士職の適格証明取得試験という試験に合格いたしますと、弁護士資格を取得するというようになります。

最後、5枚目が韓国でございます。韓国は、従来は、これまでの我が国と同様に、大学において法学教育を受けた者が司法試験に合格し、2年間の司法研修を受ければ法曹資格を得られるという制度でございましたが、これに代わる新しい制度が導入されて、2009年から法学専門大学院における教育が始まっております。ここでは法曹養成のための法学教育が行われ、入学に際して法学の素養を問わず、また、各大学院の合計定員が2,000人と決められております。法学専門大学院の修了者には、弁護士資格試験の受験資格が与えられておりまして、弁護士資格試験は今年初めて実施されました。この1月に実施されております。今後、結果が明らかになると思われませんが、今年の試験の合格率につきましては、あらかじめ定員に対して75%以上ということが決められております。弁護士資格試験に合格すると法曹資格が与えられるというシステムでございます。説明は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。次に、弁護士の活動領域の拡大に向けた取組と課題について弁護士会から発表していただきます。なお、今回は日弁連からの要望を受けまして、弁護士の活動領域の活動に向けた取組と課題について御説明いただくことにしましたが、資料を拝見しますと、法律養成制度について検討する本フォーラムで取り上げるべき内容とは異なる趣旨の内容も多々含まれているように思われますが、説明はあくまでもフォーラムの趣旨に沿った御発言をお願いしたいと思います。また、時間ももう押しておりますので、5分以内でお願いいたします。

○若旅オブザーバー オブザーバーの若旅でございます。日弁連は当フォーラムでの報告及び論点整理のために弁護士の活動領域拡大へ向けた日弁連のこれまでの取組の到達点と課題を集約した資料を用意いたしました。本日提出の資料8、特に別表がございます。御覧いただきたいと思えます。4ページにわたって表の形でまとめております。

五つの大項目と22の中項目で全体を整理し、その上で到達点と今後の課題を明らかにしております。内容の詳細に入る時間はございませんので、五つの大項目だけ読み上げさせていただきますけれども、その大項目は一つ、司法過疎・偏在の解消。2が利用しやすい裁判制度に向けた改善。3が法律扶助制度・国選弁護制度の拡充。4が企業活動への法的支援の強化。5が行政分野における法律専門家の積極的活用。この5項目でございます。

日弁連には約90の各種委員会があり、約5,700名の全国弁護士会員が構成員となっ

ております。日常の弁護士業務とは別に、全国から会員が参画し、活動しております。そのうち、弁護士の活動領域拡大のテーマに係る51の委員会を対象に、43委員会からはヒアリングによる調査を、その他は報告書の提出を経て今回の資料を作成しました。この資料は、司法改革の最前線で改革を実際に担ってきた多くの弁護士の現場の声が集約され、これが基になって整理されております。今次の司法改革10年の歩みを実践的に検証したものとすることができます。このフォーラムにおいても、今後の我が国の司法改革の在り方及び法曹養成のあり方を検討する上で重要な材料を提供するものと考えております。

活動領域の拡大を具体的に図っていくために、ここで掲げられた課題について、論点整理の中での的確に位置付けた上で、最高裁、法務省並びに関係各省の御意見も伺い、また十分に時間をかけて御議論をいただき、当フォーラムの提言としていただきたく存じます。

また、ほとんどの課題について立法措置、財政措置が必要です。今回の作業で日弁連の活動、弁護士の自助努力には限界があり、司法制度改革及びそれを支える法曹養成、人材育成、制度基盤整備について、国が優先課題の政策として取り組むことが必要だということを改めて実感いたします。法曹三者はもとより、法科大学院、行政官庁、自治体、企業などの関係者が国の方針に基づいて協力することにより初めて弁護士の活動領域拡大が図られ、司法改革が目指した法曹養成が適切に行われるものと考えます。

なお、日弁連は言うまでもなく、これまで以上に改革を力強く押し進めるための取組を行っていく所存でございます。よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○佐々木座長 若旅オブザーバー、どうもありがとうございました。それでは、終了時刻となりましたので本日はこれまでといたしたいと思ひます。次回の予定について事務局から願ひいたします。

○松並官房付 次回は4月13日金曜日午後3時から5時まで、場所は本日と同じ法務省20階第1会議室です。詳細につきましては、追ってお知らせいたします。

○佐々木座長 次回は13日の金曜日だそうであります。お集まりいただくよう願ひいたします。どうもありがとうございました。

—了—